

新斎場が2月22日(月)に稼動 使用料や火葬時間に変更に

斎場使用料一覧(2月22日から)				
部屋名	単位	使用料		備考
		申請者または死亡者が本市住民	申請者および死亡者が本市住民以外	
火葬室	12歳以上の遺体: 1体	各無料	6万3,000円	
	12歳未満の遺体: 1体		4万4,000円	
	生後1カ月未満の遺体または死産児: 1体		2万5,000円	
	手術肢体および胞衣汚物: 1個		2,100円	
式場3(170席)	午前(午前9時~正午)	各2万7,000円	各8万1,000円	
	午後(午後1時~4時)			
	夜間(午後5時~8時)			
式場控室3(60席)	1回	各5,000円	1万6,000円	1回の利用時間は3時間以内
遺族控室3	午後8時~翌日午前9時		1万7,000円	
待合室10(64席)	1回	4,000円	1万5,000円	1回の利用時間は3時間以内(待合室1~9も3時間に変更)
待合室11(48席)			1万2,000円	
霊安室			3,000円	9,000円

新斎場の第2期工事で火葬施設や新小式場などが完成。2月22日(月)から供用開始となります。これに伴い、火葬時間と使用料の一部を次のとおり改正します。なお、左表以外の部屋・霊きゅう車の使用料は変更ありません。

火葬時間 = 午前10時、午前11時、午後1時、午後2時、午後3時
使用料 = 左表のとおり

■市民見学会

施設の一般開放を行います。
日時 = 2月21日(日)①午前11時②午後1時③午後2時30分
申し込み = 見学開始の15分前までに斎場(☎224-2777)へ直接

問い合わせは **市民課 ☎898-6102**

ダイオキシン類の測定結果を公表

市内の各清掃工場と最終処分場で、本年度のダイオキシン類濃度測定を実施。その結果は下表のとおりで法律に定める排出基準以下でした。

問い合わせは **清掃施設課 ☎223-5315**

各清掃工場および最終処分場のダイオキシン類測定結果		
六供清掃工場		
	測定結果	基準値
排ガス	0.000000050ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
焼却灰	0.00056ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
飛灰	0.19ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g ※
排水	0.0010pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
亀泉清掃工場		
	測定結果	基準値
排ガス	0.00036ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
焼却灰	0.0021ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
飛灰	0.74ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
大胡クリーンセンター		
	測定結果	基準値
排ガス	0.095ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m ³ N
焼却灰	0.0019ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
飛灰	1.6ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g ※
荻窪最終処分場		
	測定結果	基準値
浸出水処理施設放流水	0.00039pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
地下水	0.038pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ
前橋市最終処分場		
	測定結果	基準値
浸出水処理施設放流水	0.00012pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
地下水	0.034pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ
堀越埋立地		
	測定結果	基準値
浸出水処理施設放流水	0.00017pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
地下水	0.033pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ
富士見最終処分場		
	測定結果	基準値
浸出水処理施設放流水	0.00025pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ
地下水	0.045pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ

※六供清掃工場、大胡クリーンセンターは既設炉で薬品処理を行っているため、飛灰の基準(3ng-TEQ/g)の適用が猶予されている。
 ●地下水は、実測値が検出下限値以上の場合はそのまま、検出下限値未満の場合は検出下限値の1/2を用いて算出した数値。
 ●1ng(ナノグラム)とは、10億分の1g。
 ●1pg(ピコグラム)とは、1兆分の1g。
 ●TEQ(毒性当量)とは、ダイオキシン類の毒性の強いものに換算した量。
 ●1m³N(立方メートルノルマル)とは、標準状態(1気圧、摂氏0度)の1m³に換算した単位。

障害者手当などの受給者は資格確認を

問い合わせは **障害福祉課 ☎220-5711**

特別障害者手当・障害児福祉手当は、在宅で著しく重度の障害が重複しているなどの状態(最重度)で、常に特別の介護を必要とする人を対象とした国の制度です。手当の申請には、細かな認定基準や所得制限などの審査がありますので、相談してください。
支給月額 = 〈特別障害者手当(20歳以上)〉2万6,440円〈障害児福祉手当(20歳未満)〉1万4,380円

■受給資格がなくなったら届け出が必要

手当の受給者で、次の条件のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができなくなりますので、届け出てください。届け出をせず手当を受給していると、受給した手当を返還していただく場合があります。

- 〈特別障害者手当〉
 ①特別養護老人ホームなどの社会福祉施設へ入所している。
 ②3カ月を超えて、入院・介護老人保健施設に入所している。
 〈障害児福祉手当〉
 ①児童福祉施設などの社会福祉施設へ入所している。
 ②障害を事由とする年金を受給している。

4月からごみ処理手数料を改定

問い合わせは **清掃施設課 ☎223-5300**

4月1日(木)からごみを清掃工場へ直接搬入したときの処理手数料を次のとおり改定します。
 今回の改定は、より適正な受益者負担にするとともに、事業活動に伴って生じるごみの排出を抑制し、ごみの分別による再利用の促進を図るため行うものです。

- 家庭ごみの処理手数料(搬入1日当たり)
 ●200kg以下の場合…無料
 ●200kg超の場合…200kgを超えた重量に10kg当たり180円
 ■事業系ごみ・許可業者の処理手数料
 ●全ての重量…10kg当たり180円

市民展覧会を開催 ずらり力作を展示

写真



「密やかに」清水忠雄さん

市民展賞作品

美術



「転居先」本間正子さん

書道



「何」田島寿恵さん

市民展覧会を次のとおり開催します。本展覧会は、市民一人一人の地道な学習や芸術的創作活動の発表、相互の研さんの場として定着し、今回も市民の力作1,510点が寄せられています。ぜひ、ご覧ください。
日時 = 〈美術〉2月4日(木)~7日(日)〈写真〉2月11日(木)~14日(日)〈書道〉2月18日(木)~21日(日)、午前10時~午後5時30分
会場 = 市民文化会館

問い合わせは **生涯学習課 ☎210-2198**

高齢者用の市営住宅 入居希望者を募集

高齢者用シルバーハウジングの入居者を募ります。

■募集团地・戸数・家賃

〈広瀬第四団地〉世帯用1戸、1万5,200円~2万9,800円
 〈広瀬第五団地〉①世帯用1戸、1万6,200円~3万1,900円
 ②単身用2戸、1万4,200円~2万8,900円

■建物の構造・設備など

〈構造〉高層耐火など〈間取り〉2DKまたは2K(和6、洋または和6、DKまたはK)〈設備〉エレベーター、浴槽、給湯器、緊急通報システムなど

■申し込みの主な条件

- ①市内在住で住宅に困っている(市営住宅や県営住宅に入居中でも可)。
- ②60歳以上のみからなる世帯(単身用は60歳以上の単身者)。
- ③独立した日常生活が可能。
- ④入居する世帯の住民税の未納がない。
- ⑤入居する世帯の基準月収額が21万4,000円以下。
- ⑥不動産を所有していない。
- ⑦住民税の未納がない県内在住の連帯保証人がいる。
- ⑧敷金として家賃の3カ月分を納入できる。
- ⑨毎月末までにその月分の家賃を納入できる。

■入居者の決定

書類審査で入居資格を確認し、公開抽選を実施。入居予定日は4月1日(木)です。

■申し込み

2月15日(月)までの執務時間内に市役所建築住宅課(☎898-6833)へ直接

国民健康保険税 4月から特別徴収を開始

国民健康保険税は、前年度の所得を基に1年分の保険税を確定し、毎年7月から納付が始まります。この保険税について、平成22年度から特別徴収を開始。該当する人については、4月より年金からの仮徴収を行います。

■特別徴収の対象者

- 次のすべてを満たす人。
 ①世帯の国保加入者が4月1日現在で全員65歳以上74歳未満である。
 ②世帯主が国保加入者である。
 ③年金支給額が年額18万円以上である。
 ④介護保険料との天引き合算額が年金支給額の2分の1を超えない。

■納付方法の選択

特別徴収の対象者であっても希望により口座振替による納付(普通徴収)を選択することができます。ただし、納付書払いへの切り替えはできません。

口座振替を希望する人は「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出してください。現在口座振替をしている人も提出を。特別徴収を希望する人は、申出書を提出する必要はありません。なお、新規に口座振替を希望する人は、金融機関への申し込みが必要です。口座を変更する人も同様の手続きを行ってください。
変更申出書提出先 = 市役所国民健康保険課、各支所へ直接

■保険税額の確認

4月上旬に「国民健康保険税特別徴収開始兼仮徴収額決定通知書」を送付します。保険税額などを確認してください。

問い合わせは **国民健康保険課 ☎898-6250**